

令和2年（2020年） 1月29日

姫路市長 清元秀泰様

姫路市個人情報保護審議会

会長 永井 一郎

子どもの安全確保に係る個人情報の外部提供及び本人通知の省略に関する  
意見について（答申）

令和2年1月6日付けで諮問のあった標記のことについては、適当と認めます。  
なお、適当と認める理由等は、下記のとおりです。

## 記

### 適当と認める理由等

#### 1 外部提供の適否について

本市は、要保護児童等の早期発見及び適切な保護を行うため、姫路市要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）を設置している。要対協は、市内の児童福祉関係、医療関係、警察関係、人権擁護関係、教育関係、行政関係から構成され、要保護児童等、その保護者に関する情報及び適切な保護を図るために必要な情報交換や支援内容の協議などを行っている。児童虐待が深刻化している現状を踏まえ、本市と兵庫県警察（以下「県警」という。）が連携し、夜間休日及び県内他市で子どもが保護された場合でも児童虐待案件に迅速かつ的確に対応し、子どもの安全を確保するため、市と県警が協定書を締結し、要対協が管理する情報である「子どもの氏名」、「フリガナ」、「子どもの生年月日」、「保護者氏名」等をこども家庭総合支援室から県警へ情報提供を行う。県警と情報共有を行うことにより、管理中の子どもであることを県警が把握することができ、児童虐待の見逃し防止や情報提供を受けた子どもを県警が取り扱った場合に、県警が事案対応した内容及び結果を早期に市に情報提供することで、子どもの安全を確保することができる。また、国から児童虐待への対応における警察との情報共有等の通知がされていることから、市が行う必要最低限の情報提供は公益上必要であり、目的の正当性に照らして、姫路市個人情報保護条例第9条第1項第6号に該当すると思われる。

#### 2 外部提供における本人通知の省略の適否について

児童虐待に係る情報を県警へ情報提供したことを通知することによって、今後の関係機関の対応に支障をきたすおそれがあるため、外部提供による本人通知を省略することはやむを得ないと考えます。

### 3 審議会からの意見

外部提供した個人情報を使用目的以外に利用したり、紛失、漏えい等、個人情報の取扱いには適切な管理を徹底するよう申し添えます。